

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和57年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時の国民年金保険料はきちんと納付してきた記憶がある。申立期間①の保険料が、また、申立期間②の保険料が付加保険料を含め未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②はいずれも3か月と短期間である上、オンライン記録によると、申立人は、国民年金手帳記号番号払出し後の国民年金保険料について、申立期間①及び②を除き、全て納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②前後の期間の付加保険料を納付しており、申立期間②の国民年金保険料についても付加保険料を含めて納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の昭和54年6月から55年3月までの期間については、特殊台帳では国民年金保険料が未納とされているにもかかわらず、国民年金被保険者名簿では納付とされていることから、平成24年2月20日付けで記録が訂正されており、行政側の記録管理の不備がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、57年1月から同年3月までの国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

宮崎厚生年金 事案 950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年8月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月1日から同年10月1日まで

死亡した夫は、申立期間において「B社」に勤務していたが、年金事務所の記録では申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間に係る賃金計算書（昭和63年8月分）及び賃金台帳（昭和63年9月分）によると、厚生年金保険料が給与から控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和63年8月分の賃金計算書、同年9月分の賃金台帳及び同僚の供述から判断すると、申立人が勤務した事業所はA社と認められ、申立人が当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の賃金計算書及び賃金台帳により確認できる、給与から控除された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、事業主は不明であると回答しているが、仮に、

事業主から申立人に係る申立てどおりの被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所への被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 8 月及び同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮崎厚生年金 事案 951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 1 日から 57 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 12 月 1 日に、A 事業所に採用され、勤務していたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険被保険者資格の取得日が 57 年 1 月 1 日とされていることが分かった。

採用後、すぐに加入した B 労働組合に係る組合員証の内容のとおり、申立期間に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管する申立人の人事記録により、申立人は、昭和 55 年 12 月 1 日から同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶する同時期に採用された同僚二人は、採用と同時に厚生年金保険に加入していない上、別の同僚は、採用の際、厚生年金保険加入に関する説明は無かったこと、採用後しばらくの間、健康保険証がもらえなかったことを覚えている旨供述していることを踏まえると、申立期間当時、A 事業所では、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないとみられる。

また、事業主が保管する健康保険厚生年金整理簿によると、申立人への健康保険証交付日は昭和 57 年 1 月 16 日と記載され、当該整理簿に申立人の印鑑が押されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和 57 年 1 月 1 日）に不自然さやうかがえない上、先述の同僚 4 人への健康保険証交付時期も厚生年金保険被保険者

資格の取得時期と合致していることが確認できる。

さらに、申立人は、採用時や雇用契約の更新時に厚生年金保険加入に関する説明を受けた記憶は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかも記憶していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。